



兵労発基 0820 第 7 号  
令和元年 8 月 20 日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
兵庫県支部長 殿

兵 庫 労 働 局 長



### 秋の交通労働災害防止運動の実施について

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、兵庫労働局では、交通労働災害防止対策を効果的に推進するため、今年度におきましても別添のとおり「令和元年秋の交通労働災害防止運動実施要綱」を策定し、同要綱に基づき運動を実施することとしています。

つきましては、本運動の趣旨をご理解いただき、同要綱に基づいた積極的な活動を展開されますようご依頼申し上げます。



## 令和元年秋の交通労働災害防止運動実施要綱

### 1 楽 旨

兵庫県での「秋の交通労働災害防止運動」は、秋の全国交通安全運動期間を含む9月を実施月間とし、「事業者はもとより行政、業種別労働災害防止団体、業界団体等の参加のもと、関係者が一丸となって県下全域での集中的かつ効果的な交通労働災害防止活動を推進すること」を目的に、平成18年から実施し、今年で14回目を迎えます。

この間、交通労働災害による死者数は、平成21年に過去最少（4人）となったものの平成22年には14人と大幅に増加しました。その後増減を繰り返しましたが、平成29年は5人まで減少しました。しかし平成30年は一転して11人と前年の二倍以上に増加し、休業4日以上の死傷災害についても410件と前年の357件から14.8パーセントの増加となりました。

このため、今年も秋の交通労働災害防止運動実施期間中の交通労働災害による死亡災害ゼロを目指し、それぞれの職場で交通労働災害防止活動の着実な実行を図ることとします。

### 2 期 間

令和元年9月1日から令和元年9月30日まで

### 3 主唱者

兵庫労働局、県下各労働基準監督署

### 4 協 賛

国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部、兵庫県、兵庫県警察、一般社団法人兵庫労働基準連合会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部

### 5 対象業種

兵庫県下の全業種を対象とし、特に道路貨物運送業、新聞販売業を重点業種とする。

### 6 実施事項

#### (1) 兵庫労働局

- ア 業種別労働災害防止団体、業界団体等への文書要請
- イ 広報資料等の作成、配布
- ウ ホームページ等による広報活動

#### (2) 労働基準監督署

- ア 団体、事業場に対する交通労働災害防止対策の取組勧奨
- イ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知啓発
- ウ 労働災害防止団体等が行う交通労働災害防止に関する研修会を支援する。

#### (3) 協賛者

- ア 事業場の実施事項に対する支援
- イ 広報誌等による周知

#### (4) 事業場

##### ア 全業種共通事項

- (ア) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
  - ① 交通労働災害防止に関する管理者(安全管理者、運行管理者等)を選任するとともに、管理者に対し必要な教育を実施し、交通労働災害防止のための管理体制を確立する。
  - ② 安全衛生方針の表明、目標の設定、計画の作成・実施・評価・改善を行う。
  - ③ 交通労働災害防止に関する事項について安全委員会等において調査審議を行う。
  - ④ 適正な労働時間等の管理及び走行管理を実施する。
  - ⑤ 適正な走行計画を作成し、運転業務従事者に適切な指示を行う。
  - ⑥ 乗務開始前点呼等を実施し、その結果に基づく措置を適切に実施する。
  - ⑦ 交通労働災害防止のための雇入れ時及び日常の教育を行う。
  - ⑧ 健康診断を実施し、その結果に基づいて適切な事後措置(就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業回数の減少等)を行う。
- (イ) 交通労働災害防止対策の研修実施

##### イ 道路貨物運送業

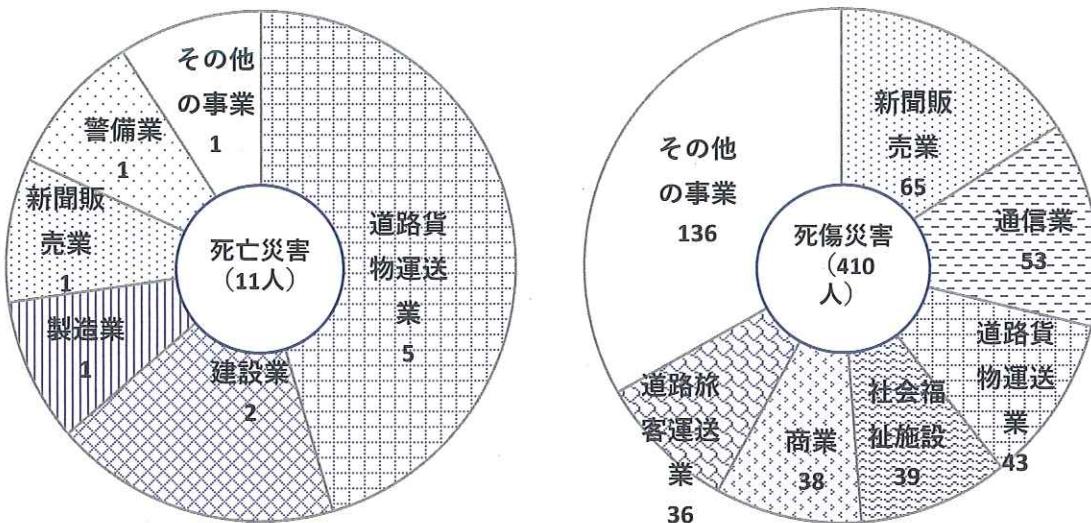
- (ア) 上記アの「全業種共通事項」
- (イ) 次の事項を推進する。
  - ① リスクアセスメント(危険有害性の調査及び措置の実施)を進める。
  - ② 陸運業における労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。

##### ウ 新聞販売業

- (ア) 上記アの「全業種共通事項」のうち、(ア)の①、④、⑤、⑥、⑦の事項
- (イ) 適正な配達量とし、かつ、労働者が無理な配達をしないよう点検する。
- (ウ) 高齢者について、十分に配慮する。(被災者の多くを高齢者が占める。)
- (エ) 次の事項を推進する。
  - ① 走行経路を調査し、「安全走行計画」を作成する。
  - ② 悪天候の時は、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転させる等必要な指示を与える。
  - ③ 交通労働災害の「危険予知訓練」を行う。
  - ④ 配達員の健康状態を健康診断等により把握し、その結果に基づいて適切な指示を行う。
  - ⑤ 配達時においてブレーキ点検などの「安全作業のポイント7」を励行させる。

(参考)

### 兵庫県内の平成 30 年交通労働災害発生状況(単位：人)

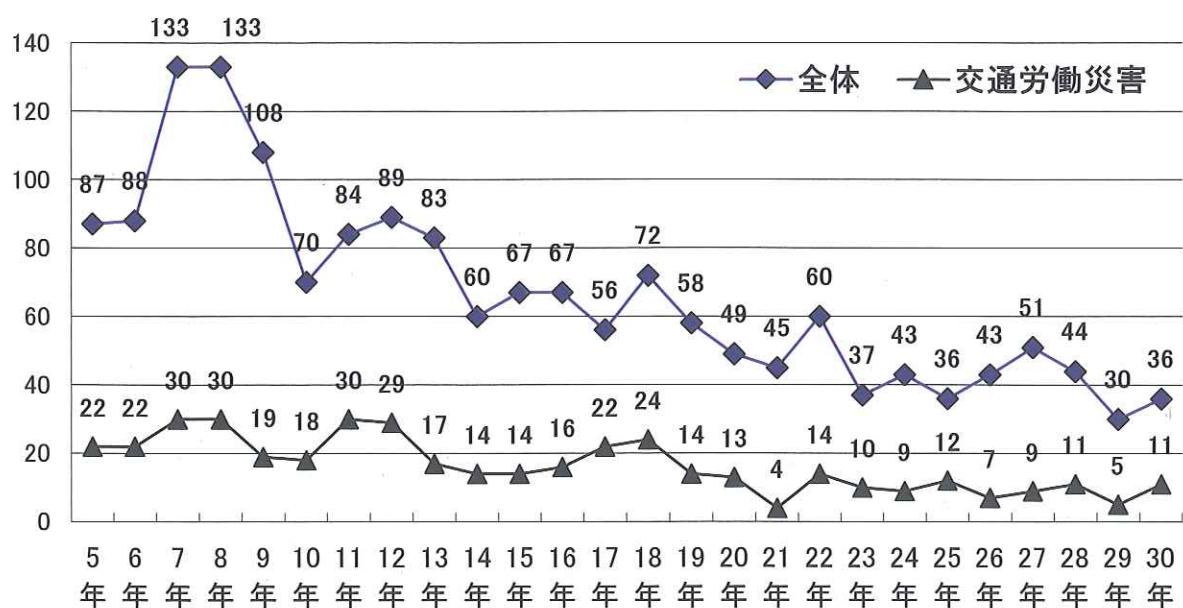


注) 死傷災害：死亡及び休業 4 日以上の災害

【死傷者数は労働者死傷病報告による】

注)商業は新聞販売業を除いた数字

### 兵庫県内死亡災害発生状況(平成 5 年～平成 30 年) (単位：人)



(参考)

## 配達時における安全作業のポイント 7

- 1 出発前にライト、ウインカー、ストップランプ、ブレーキなどを点検しましょう。
- 2 バイクを運転するときは、必ずヘルメットをかぶり、「あごひも」を締めましょう。
- 3 危険な箇所や、過去にヒヤリとしたり、ハットしたりした場所を書き込んだ、交通安全マップを作り、活用しましょう。  
(他の作業者への貴重な情報となります。)
- 4 見通しの悪い交差点、広い道路に出る時、また、踏切では、必ず一時停止をし、目で見て声を出して、「右ヨシ！ 左ヨシ！」と安全確認をしましょう。
- 5 早朝の交差点などは、交差点に近づく他の車の動きをみるために、信号が青でも徐行して、必ず左右を確認しましょう。
- 6 雨の日や強風などの悪天候のときは、白線やマンホールなどの滑りやすい場所を避けて運転しましょう。
- 7 急ぐあまり、階段の2段とびは止めましょう。また、足下の安全を十分確認しましょう。